

起案用紙（委員会記録伺）

(1号)

議 長	委員長	事務局長	局長補佐	係 長	合 議	担 当	文書取扱主任
起 案 日	令和8年8月12日			処理区分	☐ 重要 ☐ 至急 ☐ 例規 ☐ 公示 ☐ 議案 ☐ 秘		
決 裁 日	令和8年8月24日			保 存	☐ 永 ☒ 10 ☐ 5 ☐ 3 ☐ 1 ☐ 即廃		
登録番号	8四議第号			公 開		非公開理由	
分類番号	04-02-01			☒ 公開 ☐ 一部公開 ☐ 非公開 ☐ 時限非公開（ 公開）		四万十市情報公開条例第9条に該当 （ ）	
簿冊番号	04 — 03						
委員会名	総 務 常 任 委 員 会			会議年月日	令和8年8月4日（火）		
				会 議 時 間	9時56分 ～ 12時07分		
出席 委員	委 員 長 西 尾 祐 佐			委 員 大 西 友 亮			
	副 委 員 長 廣 瀬 正 明			委 員 寺 尾 真 吾			
	委 員 小 出 徳 彦			欠 席 委員			
	委 員 上 岡 正						
その他	議 長 山 崎 司						
執行部出席者	別添のとおり						
事務局	事務局長		岡 村 む つ み	事務局長補佐兼総務係長 戸 田 卓 宏			
記 録							
令和8年6月定例会において、継続調査となっている調査事項4件及び報告事項3件について委員会を開催しました。その概要については以下のとおりです。							

■委員長挨拶により開会。

■まず、所管事項調査ア「住民と議会との懇談会における意見について」関係各課から説明を受け調査を行った。

●調査に入る前に防災まちづくり課より令和8年7月28日に発生した「令和8年熊本地震」に対して、市としての取組状況について報告があった。

【説明：安岡防災まちづくり課長】

本市では災害対応支援のため、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣、ふるさと納税での寄附支援に加え、被災地である熊本県八代市へ物資（飲料水）を輸送することとした。

また、市役所及び公共施設の一部になるが、募金箱の設置をした。

今後として、県から職員派遣の要請がある予定で、職員派遣にも対応していく予定である。

●次に、（ア）「空き家の活用促進について」防災まちづくり課から説明を受け、調査を行った。

【説明：安岡防災まちづくり課長】

管理されていない空き家は倒壊や景観悪化、延焼リスクの要因となり、近隣住民の日常生活に影響する社会問題と捉えている。

一方、各空き家は個人の大切な財産であり、その活用や処分については、所有者の意思や権利が尊重されるのが現状である。

そこで、本市としては、放置によるリスク回避と資源としての利活用の両面から対策を進めており、現状把握や所有者に対する意向調査をはじめ、管理の重要性や責任を理解してもらう啓発や相談支援のほか、危険な空き家については所有者に対し強く改善を求めることとしている。

併せて、空き家除去に係る補助制度や宅建協会等との連携による売却、また、空き家バンク登録などの積極的な活用を促しているところである。

今後も、空き家の所有者に対し、必要な助言や支援を行い、地域の安全・安心の確保に努めていく。

【質疑：寺尾真吾委員】

空き家管理士協会という組織があるが、知っているか。当市にも空き家管理士はいる。

【答弁：安岡防災まちづくり課長】

知らない。

【質疑：寺尾真吾委員】

空き家管理士は所有者に代わって放置された建物の定期的な見回り等を行い、資産の維持管理を専門に行う実務者であるので、そういった方と話しをしてみたら、空き家対策が進むかもしれない。

【答弁：安岡防災まちづくり課長】

参考とさせていただきます。

※他に質疑なく終了

●次に、（イ）「外国人の窓口対応について」総務課から説明を受け、調査を行った。

【説明：山崎総務課長】

現在、外国人の来庁が多く見込まれる1階各課及び観光商工課の窓口には、翻訳アプリを利用可能なタブレットとスマートグラスを合計20台配備している。これは、本年2月に株式会社大塚商会から寄附を受けたものであり、来庁者との対応において翻訳が必要な場合に随時利用することとしている。

現状、外国の方が窓口に来られる際には、日本語対応可能な付き添いの方が同行されるケースが多く、単独で来庁されるケースは稀な状況である。単独で来庁された際には、上記翻訳機の活用や多言語対応可能な他課の職員の協力を得るなどの対応をしている。

※他に質疑なく終了

●次に、（ウ）「印鑑条例について」総務課から説明を受け、調査を行った。

【説明：山崎総務課長】

申請書等への押印の省略については、市民の負担軽減、行政事務の効率化を目的に、令和3年から実施しており、文書の性質等に応じて、「①押印が必要なもの、②署名により押印が省略可能なもの、③押印も署名も不要なもの」の3パターンに区分をしている。今回、職員によって取扱いが違ふとの意見を

受け、各課共通の認識に基づいて事務が行われるよう、あらためて全庁的な周知を行った。

【質疑：寺尾真吾委員】

押印が省略できない書類はどんなものがあるのか。

【答弁：山崎総務課長】

規則において、「①法令等により義務付けがされているもの、②債務を履行する担保として、契約書などの契約事務に関するもの、③本人以外に給付するおそれがあり、本人確認の必要性が高いことから、金銭の請求や受領に係るもの、④その他として、権利を制限するもの、義務を課すもの、不利益が生じるおそれのあるもの」を適用除外としている。

【質疑：寺尾真吾委員】

教育委員会や議会事務局も適用となるのか。

【答弁：山崎総務課長】

規則の適用となる。

【質疑：上岡正委員】

参考として聞きたいが、会計課の窓口で税金を納めるとき、名前と電話番号を書くように言われるがなぜか。

【答弁：山崎総務課長】

市の事務というよりも金融機関においての取り決めなので、把握はしていない。先程の話については、会計課を通じて、銀行へ伝えてもらう。

【質疑：大西友亮委員】

今回の市民の方の意見は印鑑そのものであったと思うが、それに関してはどうなのか。

—小休—

小休では、「住民と議会との懇談会」に参加した委員で話しあい、印鑑そのものではなく、押印の扱いを職員で統一しているかの確認を調査事項とすることとしたことを委員で再度確認した。

—正会—

※他に質疑なく終了

●次に、(エ)「地域交通について」地域企画課から説明を受け、調査を行った。

【説明：佐川地域企画課長】

四万十市では買い物や通院等、日常生活に必要な移動手段確保を目的にデマンド型交通や路線バスの運行を行っている。意見があった夜間の交通手段については、これを運行することで一定の経済波及効果も期待されるが、日常生活に必要な交通手段と同様に市が継続的に財政負担を負うことは費用対効果等を考えると難しいと考える。交通空白地を対象とした道路運送法の規制緩和（日本版ライドシェア）も行われており、この制度の導入について地域の交通事業者等と協議を行ったが、費用面等から事業化は難しいという結論に至っている状況である。

【質疑：寺尾真吾委員】

日本版ライドシェア導入が難しい理由とは。

【答弁：佐川地域企画課長】

運送主体はタクシー事業者になるが、拠点が中村地域にしかない状態で、運転手の待機場所や車両の確保をどうするのかといった課題がある。

【質疑：寺尾真吾委員】

2つ質問があり、1つ目の質問として、西土佐の住民が自家用車を使ってライドシェアに参加したいといえ、することは可能なのか。2つ目の質問として、待機場所は法的な根拠をもとに何か申請書等が必要なのか。

【答弁：佐川地域企画課長】

2つ目の質問に対しては、今手持ちの資料等がなく明確には答えられない。一つ目の質問に対しては、あとは運送の責任を負うタクシー事業者がいれば、運行は可能ではないかと考えるが、実際に運行してもらえるタクシー事業者が見当たらない現状である。

【質疑：上岡正委員】

需要はあるのか。

【答弁：佐川地域企画課長】

どのくらいあるのかは正確に把握していない。金曜日の夜にあればいいといった市民の声は聞いたこ

とがある程度である。

【質疑：寺尾真吾委員】

運賃はどのように決めたらよいかといった規程はあるのか。

【答弁：佐川地域企画課長】

日本版ライドシェアの場合はタクシーと同等の料金を想定している。

【質疑：寺尾真吾委員】

行政が運転手を探してあげるということは可能なのか。

【答弁：佐川地域企画課長】

日本版ライドシェアは、あくまで運送主体责任はタクシー事業者なので、タクシー事業者にお願いしたいと考えている。

【質疑：寺尾真吾委員】

特定地域づくり協同組合の業務で扱えないか。

【答弁：佐川地域企画課長】

特定地域づくり事業協同組合は、組合員になってもらうことが大前提である。また、労働者派遣業になるので派遣業に運転業務が可能かどうかの確認が必要である。

※他に質疑なく終了

■次に、所管事項の報告ア「JR予土線モダルミックス実証事業について」地域企画課から報告を受けた。

【説明：佐川地域企画課長】

JR予土線は、「窪川駅～江川崎駅間」と「江川崎駅～宇和島駅間」で列車の運行本数に差があり、「窪川駅～江川崎駅間」の運行本数が少ないことから、予土線を通して利用する際の利便性が低い状況となっており、このことが予土線の利用者数減少の要因の一つと考えている。

そこで、列車の運行本数が少ない「窪川駅～江川崎駅間」に予土線を補完する路線バスを運行し、鉄道を補完することにより、予土線沿線の移動利便性の向上及び予土線全体の利用促進を図ることを目的として、モダルミックスの実証運行を実施するものである。

事業実施期間は令和8年10月1日から令和9年3月31日までとしている。

【質疑：上岡正委員】

バス運行を増やすことにより、鉄道客がより減っていくのではないかと考える。

【答弁：佐川地域企画課長】

実証事業を通じて調査したいと考えている。

【意見：寺尾真吾委員】

今回の実証事業は9月補正であらためて説明をされるので、その時に、当市と四万十町で予算計上する時期に違いがある理由をきちんと説明できるようにしてください。

※他に質疑なく終了

■次に、所管事項の報告イ「大学誘致断念に伴う補助金返還・損害賠償請求訴訟の進捗状況について」企画財政課から報告を受けた。

学校法人京都市英館への補助金返還・損害賠償請求訴訟は、提訴以降、裁判における争点や証拠を整理するために実施する弁論準備手続きを、原告、被告、裁判所の3者によるウェブ会議にて継続して行っている。

6回目の実施となった7月28日の弁論準備手続きにあたっては、これまでの被告側の主張に対する市の見解を「原告準備書面」としてとりまとめ提出している。

この弁論準備手続きは、裁判所の指示のもと、原告、被告双方の見解を示した「準備書面」等を裁判所に提出し行われるものであるが、今回市が提出した原告準備書面に対する被告の主張をとりまとめた「被告準備書面」が今後提出される予定であり、これらの手続きは、双方の証拠書類や争点の整理ができるまで今後も継続されるものであり、次回は、9月30日に第7回目の弁論準備手続きを行う予定である。

【質疑：上岡正委員】

弁護士はあと何回くらい弁論準備手続きをする見込みなのか。

【説明：竹田企画財政課長】

弁護士においてはわからない。裁判所において双方の意見を確認するために行っている。

【質疑：上岡正委員】

反訴状についても一緒にしているのか。

【説明：竹田企画財政課長】

一緒にしている。

【質疑：上岡正委員】

弁護士費用の払い方を知りたい。

【説明：竹田企画財政課長】

年度ごとに払うのか、裁判が終わってから払うのかの協議が必要だが、途中経過で払うというような予算は計上していない。

—小休—

—正会—

※他に質疑なく終了

■次に、所管事項の報告ウ「市税の滞納整理に係る損害賠償請求事件の進捗状況について」総務課から報告を受けた。

【説明：山崎総務課長】

5月25日の総務常任委員会で報告した以降の進捗状況について、7月1日に判決が出た。判決として、原告の請求は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。主文「1 原告の請求を棄却する。2 訴訟費用は原告の負担とする。」

—小休—

—正会—

※他に質疑なく終了

■次に、管外視察について協議を行った。

—小休—

—正会—

【委員長】

管外視察について、日程は10月18日（日）の週で、視察先は①香川県三豊市、②高知県香南市、③岡山県美咲町、④岡山県笠岡市で調整する。

日程及び視察先の調整は正副委員長に一任とする。

■次に、その他について協議を行った。

—小休—

—正会—

■その他の所管事項調査について

【委員長】

その他の所管事項調査については、引き続き閉会中の継続調査の申出を行うものとしてよろしいか。（異議なし）

その他の所管事項調査については引き続き閉会中の継続調査の申出を行うものと決した。

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し、委員会を終了した。

令和8年8月4日（火）総務常任委員会 所管課出席者名簿

	課名	所属長		課長補佐等		係長 等		備考
1	防災まちづくり課	安岡 栄治	課長	山崎 剛	課長補佐	松本 裕太	まちづくり係長	
2	総務課	山崎 寿幸	課長	有光 浩	課長補佐			
3	地域企画課	佐川 徳和	課長	新玉 康之	課長補佐	永田 佳久	地域振興係長	
4	企画財政課	竹田 哲也	課長	田邊 秀樹	課長補佐			
5	税務課 収納対策室			田中 雄一	収納対策室長	尾崎 志乃	収納第一係長	